

陸前高田市道路等包括管理業務委託事業者選定公募型プロポーザル審査要領

1 審査対象者

審査の対象となる者は、プロポーザル参加資格を認められた者のうち指定期日までにプロポーザル提案書等の提出をした者に限る。なお、プロポーザル提案書等を提出した者が1者の場合でも審査は実施する。

2 審査方法

審査は、「陸前高田市道路等包括管理業務プロポーザル選定委員会」が審査対象者の厳正な審査を行い契約の相手方となる候補者を選定する。

3 プrezentationの実施

プロポーザルに係るプレゼンテーションの実施については、以下のとおりとする。

(1) 実施日程

令和8年1月19日（月）予定

(2) 実施時間

プレゼンテーションの時間は1者あたり30分以内、質疑応答の時間は15分以内とする。

(3) 入室人数

プレゼンテーション会場への入室は1者当たり5名以内（機器操作者を含む）とする。

(4) 実施会場

プレゼンテーションは、陸前高田市役所若しくはオンラインにおいて行うものとする。

(5) 会場設営

プレゼンテーション実施会場には、長机、椅子、電源、延長コード、液晶ディスプレイは備えているが、その他必要な物（パソコン等）があれば提案者自身で準備すること。

(6) 禁止事項

プレゼンテーション時の配布資料については、業務提案書等を活用するものとし、追加の配布資料は禁ずる。使用する資料については、プロポーザル提案書等に盛り込んでおくこと。

4 審査方法等

- (1) 評価基準の審査項目に関する各審査委員の評価結果に基づき、「合計点」が最も高い提案者を受託候補者として選定する。ただし、点数の合計が最も高い提案者が複数ある場合は、審査委員の多数決により受託候補者を選定する。
- (2) 点数の「合計点」が最も高い提案者の点数が満点の6割を下回る場合には、契約の相手方となる候補者の選定には至らないものとする。
- (3) 審査結果に対する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。

5 評価基準及び配点

別表のとおり。

別表 評価基準及び配点

審査番号	評価項目	評価基準	配点	
A. 応募者の評価				
1	統括業務責任者の業務実績（様式第2号）	業務の統括的な責任者として十分な資格、実績を有している場合、優位に評価する。	5点	
2	業務実施体制の適確性・実現性（様式第7号、補足資料号）	業務を適切かつ円滑に実施できる必要な人員及び実施体制であり、緊急時の体制等が適確である場合、優位に評価する。	5点	
			小計(A) 10点	
B. 特定テーマ（様式第5、6号、補足資料）				
3	①業務を確実且つ効率的・効果的に実施するための方針	業務における着眼点	本市のインフラ施設の維持管理における課題への理解度が高く、業務における着眼点が適切である場合、優位に評価する。	
4		早期発見の実現性	地域特性を踏まえた巡回工実施上の工夫がみられ、要補修箇所等の早期発見について高い実現性が期待できる場合、優位に評価する。	
5		要補修箇所発見時の対応	巡回から補修対応への体制が明確であり、迅速且つ確実な対応が期待できる場合、優位に評価する。	
6	②地域貢献	市内業者の業務量確保に関する方針	提案見積価格を踏まえ、市内業者※の業務履行割合(提案見積価格に対する市内業者※が履行する業務の割合)が高い場合、優位に評価する。市内業者※が履行する業務割合には、再委託により履行する業務を含む。	
7		本業務を通じた地域への貢献	市内業者※の技術力向上に資する提案、地域経済への波及効果、安全性の向上、本業務を通じた地域貢献等が具体的である場合、優位に評価する。	
			小計(B) 20点	
C. 価格提案				
8	価格提案(参考見積書)	本業務の予定事業費に対する提案見積価格の比率により評価する。なお、本業務は一定の品質を確保する観点から、最低制限価格を設定する。	10点	
			小計(C) 10点	
			合計(A+B+C) 100点	

※市内業者とは、陸前高田市内に本社又は本店を有する者を指す。